

兵庫県公報

令和8年3月31日 火曜日 第12号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（建築指導課）	1

公布された法令のあらまし

◎マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第14号）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正等により、マンションの除却に加え、マンションの更新をするための工事等をする必要がある旨の認定（以下「要除却等認定」という。）の申請ができることとされ、要除却等認定を受けたマンション（以下「要除却等認定マンション」という。）に係るマンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションに係るマンションの更新がされるマンションで、特定行政庁が許可したものの容積率又は各部分の高さは、その許可の範囲内において、建築基準法の規定による限度を超えることができる（以下「容積率等の特例」という。）こととなること等に伴い、要除却等認定及び容積率等の特例の許可の申請に係る申請書の添付書類を定める等所要の整備を行うこととした。

規 則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県規則第14号

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

マンションの除却の必要性の認定等に関する手続を定める規則（平成27年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

題名中「除却」を「除却等」に改める。

第1条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則」に、「除却」を「除却等」に改める。

第2条の見出し中「除却」を「除却等」に改め、同条第1項中「第49条第1項第3号」を「第76条の25第1項第3号」に、「省令第49条第1項第2号」を「同項第2号」に改め、同項第1号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第102条第2項第1号」を「第163条の56第2項第1号」に改め、同条第2項中「第49条第2項第3号」を「第76条の25第2項第3号」に改める。

第3条の見出し中「容積率」を「容積率等」に改め、同条中「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、同条第2号中「第50条」を「第76条の28」に、「除却の必要性に係る認定通知書」を「除却等の必要性に係る認定通知書」に改める。

第4条中「第49条第1項」を「第76条の25第1項」に、「第52条第1項」を「第76条の30第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。